

議案第69号

調布市手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成30年9月3日

提出者 調布市長 長友貴樹

提案理由

建築基準法の一部改正により、新たに規定された許認可事務の手数料を定めるとともに所要の改正を行うため、提案するものであります。

調布市条例第 号

調布市手数料条例の一部を改正する条例

調布市手数料条例（昭和30年調布市条例第37号）の一部を次のように改正する。

別表第3 34の項中

「

(3) 法第43条第1項ただし書に規定する建築物の敷地と道路との関係の建築の許可	1件につき	36,000	
--	-------	--------	--

」

を

「

(2)の2 法第43条第2項第1号の規定による認定	1件につき	31,000	
(3) 法第43条第2項第2号の規定による許可	1件につき	36,000	

」

に、

「

(31) 法第85条第5項に規定する仮設建築物の建築の許可	1件につき	108,000	
-------------------------------	-------	---------	--

」

を

「

(31) 法第85条第5項の規定による仮設興行場等の建築の許可	1件につき	108,000	
(31)の2 法第85条第6項の規定による仮設興行場等の建築の許可	1件につき	195,000	

」

に改める。

附 則

この条例は、建築基準法の一部を改正する法律（平成30年法律第67号）
附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれ
か遅い日から施行する。